

議案第 130 号

前橋市公民館条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館条例の一部を改正する条例

前橋市公民館条例（昭和 3 0 年前橋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表前橋市永明公民館の項中「前橋市小屋原町 1 8 5 7 番地 3」を「前橋市上大島町 9 3 0 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行する。